

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改07)
提出年月日	2023年11月29日

## 島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

**【第41条, 65-2-1 抜粋】**

2023年11月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※<sup>1</sup>は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、2号炉について、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電管理課長は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。 ※<sup>2</sup></p> <p>(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※<sup>1</sup>は、表4-1-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管※<sup>2</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p> <p>原子炉圧力を調整して設定する場合は「相当」、運転中の原子炉圧力を適用する場合は圧力範囲を示す場合は「以上」または「未満」として原子炉圧力を記載する。</p>
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条</p> <p>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMIは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 ※<sup>1</sup></p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 1-3の措置を講じる。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 1-3の措置を講じる。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表4 1-3の措置を講じる。</p>	
	<p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能達成するための水源（サブレーションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能達成するための水源（サブレーションチェンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するため、水源はサブレーションチェンバのみ。</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブレーションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁および主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表 4 1 - 3						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表 3 9 - 2 に定める値であることを確認する。	1 0 日間   速やかに  速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表 3 9 - 2 に定める値であることを確認する。	1 0 日間   速やかに	
B. 条件 A で要求される措置を完了内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を 1.04MPa [gage] 未満にする。	2 4 時間 3 6 時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を 0.74MPa [gage] 未満にする。	2 4 時間 3 6 時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>表 6.6-2-2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6.6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table> <p>(中央制御室からの遠隔起動)</p>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>表 6.6-2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6.6-2-1 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</td> <td>高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>表 6.5-2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>6.5-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>高圧原子炉代替注水系</td> <td>高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	高圧原子炉代替注水系	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3	<p>備考</p> <p>TS-25 6.5-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>・ S A水源の相違</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する電源設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理条文の相違</li> <li>・ S A水源の相違</li> </ul> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する電源設備の相違</li> </ul>
項目	運転上の制限														
高圧代替注水系	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
項目	運転上の制限														
高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
項目	運転上の制限														
高圧原子炉代替注水系	高圧原子炉代替注水系が動作可能であること※1※2※3														
<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)</p> <p>設備</p> <p>高圧代替注水系ポンプ 復水貯蔵タンク 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>所要数</p> <p>1台 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。          ※2：原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。          ※3：当該系統が動作不能時は、「第4.1条 原子炉隔離時冷却系の運転上の制限も確認する。」          ※4：「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。          ※5：「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※6：「6.6-1-2-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※7：「6.6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※8：「6.6-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※9：「6.6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)</p> <p>設備</p> <p>高圧代替注水系ポンプ 復水貯蔵槽 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備</p> <p>所要数</p> <p>1台 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。          ※2：原子炉隔離時冷却系起動準備及び原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。          ※3：当該系統が動作不能時は、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。          ※4：「6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。          ※5：「6.6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※6：「6.6-1-2-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※7：「6.6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。          ※8：「6.6-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)</p> <p>設備</p> <p>高圧原子炉代替注水系ポンプ サブレーションチェンバ 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備</p> <p>所要数</p> <p>1台 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8</p> <p>※1：必要な弁および配管を含む。          ※2：原子炉隔離時冷却系の起動準備中および原子炉隔離時冷却系の運転中は、高圧原子炉代替注水系の動作不能とはみなさない。          ※3：当該系統が動作不能時は、第4.1条（原子炉隔離時冷却系〔2号炉〕）の運転上の制限も確認する。          ※4：第4.6条（サブレーションチェンバの水位）において運転上の制限等を定める。          ※5：第6.5条（6.5-1-2-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。          ※6：第6.5条（6.5-1-2-4 可搬型直流電源設備）において運転上の制限等を定める。          ※7：第6.5条（6.5-1-2-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。          ※8：第6.5条（6.5-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p>													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	発電課 当直長	1. 原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	当直長	原子炉圧力を調整して設定する場合は「相当」、運転中の原子炉圧力を適用する場合の圧力範囲を示す場合は「以上」または「未満」として原子炉圧力を記載する。
2. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]相当 <sup>※10</sup> において、高圧代替注水系ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h 以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて $\square$ m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 当直長	2. 原子炉圧力が0.74MPa [gage]相当 <sup>※9</sup> において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点（0.74MPa [gage]）での運転を考慮している。 【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。
3. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]相当 <sup>※10</sup> において、中央制御室の操作スイッチにより、H P A C 注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 当直長	3. 高圧原子炉代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	
4. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h 以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて $\square$ m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課 当直長	4. 原子炉圧力が0.74MPa [gage]以上にあって、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点（0.74MPa [gage]）での運転を考慮している。 【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>5. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上に                      おいて、中央制御室の操作スイッチ                      により、H P A C注入弁が開するこ                      とおよびF P M U Wポンプ吸込弁が                      閉することを確認する。また、動作                      確認後、動作確認に際して作動した                      弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>1ヶ月に1                      回</p>	<p>6. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上                      において、高圧代替注水系における                      注入弁が開することを確認する。ま                      た、動作確認後、動作確認に際して                      作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>1ヶ月                      に1回</p>	<p>5. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上に                      おいて、高圧原子炉代替注水系にお                      ける注入弁が開することを確認す                      る。また、動作確認後、動作確認に                      際して作動した弁の開閉状態を確認                      する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根は、高圧原子炉                              代替注水ポンプの低                              圧運転点（0.74MPa                              [gage]）での運転を                              考慮している。</li> </ul>
<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>					
	<p>図66-2-1</p>		<p>図65-2-1</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※12</sup> が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   3日間   30日間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※10</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   3日間   30日間	A. 高圧炉心注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※10</sup> が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   3日間   30日間		
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   3日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   10日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※10</sup> が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに   3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は常設代替交流電源設備の負荷として高圧炉心スプレイ系を含めていないため、高圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をY設備としている。 なお、Y設備の確認のためAOTは3日とする。	
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間  36時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間  36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間  36時間		
※11：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。			※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。			※10：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：原子炉隔離時冷却系をいう。				